

明和町住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町民が自己の所有する住宅のリフォーム工事（以下「工事」という。）を町内施工業者（以下「施工業者」という。）により行った場合、その経費の一部を補助金として交付することにより、町民の消費を促し、町内建築関連業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「施工業者」とは、町内に事業所を有する法人又は個人事業主で、住宅等改修工事を行う業者をいう。

(補助の対象となる住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次に掲げるものとする。

- (1) 自ら所有し、かつ居住する住宅
- (2) 住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分
- (3) 区分所有する住宅の場合は、自ら占有し、かつ居住する部分
- (4) 住宅を共有する場合は、住宅の床面積に、自ら居住する所有者の持ち分の合計を乗じて得た床面積に相当する居住部分

(対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、施工業者が行う次に掲げる工事で、当該工事の工事金額が、20万円以上（消費税分を除く）のものとする。

- (1) 住宅の改修工事
- (2) 住宅の増築
- (3) その他生活の利便又は安全の向上に資する工事

2 前項の工事において、居住部分と合わせて居住部分以外の工事をした場合は、全体の工事に要した金額に、工事をした全床面積に対する、工事をした居住部分の床面積の割合を乗じて得た額を工事金額とする。

(補助対象金額等)

第5条 補助金の額は、当該工事に要した費用（消費税分を除く）のうち、100分の10に相当する額で10万円を限度とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 この告示に基づく補助金の交付は、当該住宅について1度限りとする。

(申請資格)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 申請日現在において、1年以上明和町に住所を有する者

- (2) 申請日現在において、町税及び使用料等を完納している者
 - (3) 当該工事について、この告示及び町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金等の交付を受けていない者
- (交付申請)

第7条 申請者は、明和町住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、工事着工前に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 納税証明書(町民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
- (3) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真等
- (4) 住宅のリフォーム工事内容を明らかにする図面・案内図・工事見積書・写真
- (5) 建物の登記簿謄本又はそれに代わるもの

2 町長は、申請者の同意を得た場合は、前項第1号、第2号及び第5号の書類の添付に替えて申請者本人の町税納付状況、住民基本台帳及び家屋課税台帳の情報を確認することが出来る。

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、明和町リフォーム補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)又は明和町リフォーム補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定により決定通知書を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請事項の変更及び承認)

第10条 交付対象者は、その申請事項について、施工業者又は工事内容の変更、若しくは当該補助工事の取りやめが生じた場合は、明和町住宅リフォーム補助金変更申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真等
- (2) 住宅のリフォーム工事内容を明らかにする図面・案内図・工事見積書
- (3) その他町長が特に必要と認める書類等

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額の変更を決定したときは、明和町住宅リフォーム補助金変更決定通知書(様式第5

号)により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

(工事完了報告等)

第11条 交付対象者は、工事が完了したときは、完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、明和町リフォーム補助金工事完了報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書及び工事内訳書

(2) 工事施工後の写真

2 町長は、対象工事の状況について、必要があると認めるときは実地調査をすることができる。

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、明和町リフォーム補助金確定通知書(様式第7号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付対象者は、前条の確定通知を受けたときは、明和町リフォーム補助金請求書(様式第8号)により、補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付対象者に対して、補助金を交付するものとする。

(交付の取消)

第15条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、明和町リフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付申請及び完了届けにおいて、虚偽の事実が認められた場合。

(2) この告示の規定、又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、明和町リフォーム補助金返還命令書(様式第10号)によりその返還を求めることができる。

(補 則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(地震被害に関する特例)

2 この告示に定めるもののうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による屋根部分の被害の修繕については、第 4 条中「その他生活の利便又は安全の向上に資する工事」とする。この場合において第 7 条 1 項中「工事着工前」を「工事着工前（着工済みを含む。）」と、同条第 3 号中と第 10 条第 1 号中「リフォーム工事前」を「リフォーム工事前又は工事後」と読み替える。

附 則

この告示は、平成 24 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第 5 条の規定は、令和 3 年度以降の申請について適用し、令和 2 年度分までの申請については、なお従前の例による。